

海老名市教育委員会

(令和5年 6月 定例会議事日程)

日時 令和5年6月23日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

教育長報告

【報告事項】

- 日程第 1 報告第 18 号 令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 2 報告第 19 号 物品の取得に関する意見の申出について
- 日程第 3 報告第 20 号 令和5年度海老名市一般会計補正予算(第4号)のうち教育に係る部分に関する意見の申出について
- 日程第 4 報告第 21 号 海老名市小・中学校給食調理等業務委託(公募型プロポーザル)の結果について
- 日程第 5 報告第 22 号 第1回及び第2回中学校給食実施検討会の開催結果について

【審議事項】

- 日程第 6 議案第 23 号 海老名市奨学金条例施行規則の一部改正について

【審議事項】(非公開予定)

- 日程第 7 議案第 24 号 令和5年度海老名市奨学生の決定について

海老名市教育委員会
令和5年度 6月定例会



【教育長報告】

1 主な事業報告

- 5月23日(火) 教育委員会5月定例会
24日(水) 校長連絡会
25日(木) 教育支援センター運営協議会
ひびきあう教育研究発表大会発表校打合せ
26日(金) 関東甲信越静教育委員会連合会(埼玉大会)
27日(土) 運動会視察
・大谷小、東柏ヶ谷小、杉久保小
不登校支援団体保護者交流会
30日(火) 台風2号情報連絡会
不登校支援団体連絡会
大和税務署副所長・納税関係団体との面会
海老名市三師会総会
31日(水) 教育支援体制づくり検討委員会
- 6月 1日(木) 海老名市議会第2回定例会本会議(開会)
学校保健会総会・講演会
2日(金) 台風第2号情報連絡会
小中学校通常登校放課後の活動中止
海老名中修学旅行新幹線不通のため京都延泊
一般質問部内ヒアリング
3日(土) 海老名中・今泉中修学旅行対応
・海老名中帰着、今泉中延期
ひびきあい塾開講式
4日(日) 海老名小学校運動会視察



- 5日(月) 一般質問市長ヒアリング
臨時最高経営会議
授業改善実践推進委員会
- 6日(火) 教育委員教科書学習会
6月校長会議
- 7日(水) 海西中学校体育祭視察
教育支援委員会
- 8日(木) 文教社会常任委員会・予算分科会
・理事、部次長、課長等対応
- 9日(金) 台風3号情報連絡会
臨時最高経営会議
架け橋プログラム検討委員会
- 11日(日) 不登校支援団体講演会(理事対応)
- 12日(月) 市議会第2回定例会本会議(一般質問)
- 13日(火) 市議会第2回定例会本会議(一般質問)
- 14日(水) 市議会第2回定例会本会議(一般質問)
小学校連合運動会実行委員会
中学校部活動合唱部顧問との話し合い
- 15日(木) 6月教頭会議
- 16日(金) 市議会第2回定例会本会議(閉会)
SDGsフードロス削減PR動画撮影
- 17日(土) 市P連教育長教育委員と語る会
- 19日(月) 教育課題研究会
学警連県央方面会議
- 20日(火) 海老名市文化財保護審議会
よりよい授業づくり特別版(今泉中)
- 21日(水) 社会教育委員会議
中学校給食実施検討会(部長対応)
新たな部活動の在り方検討委員会(理事対応)
- 22日(木) 県中体連役員面会
学校市教委事務調整会議
教師と獣医師の合同学習会
- 23日(金) 教育委員会6月定例会



2 授業は誰のもの

授業は誰のものでしょうか。

子どもたちのものでしょうか。

教員のものでしょうか。

そして、

子どもたちのものであれば、今は、どうあるべきなのでしょう。

教員のものであれば、今は、どうあるべきなのでしょう。



それでは、いくつかの視点から授業そのものを分析してみます。

授業は、教員と子どもたちがつくる学習活動の単位です。

基本的には、40分から50分で1単位とし、その授業数は、標準授業数として「学習指導要領」に定められています。(※別紙資料)

- ・小学校では、一年間で850時間から1015時間
- ・中学校では、一年間で1015時間

「学習指導要領」は、学校教育法の規定を受けて、「学校教育法施行規則」に定められ、学校で行う教育課程の基準として、文部科学大臣が公示するもので、教育課程の基本的な考え方、各教科等の学習内容や授業時数等が示されています。

このことによって、授業は、学習活動は、法的にその基準が示されていることから、日本では、ナショナル・スタンダードとして、全国どこに住んでいても共通の教育を受けることができるようになっていきます。

なお、学習指導要領は、およそ10年に一度改訂されてきている経過があります。(※別紙資料)

現行の学習指導要領は、平成29年に告示され、小学校が令和2年度から、中学校が令和3年度から完全実施となっています。

そして、改訂の度に、その改訂の趣旨として、めざす教育のあり方が示されています。

現行では、「育成すべき資質・能力の三つの柱」「学習指導要領改訂の考え方」「主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの授業改善について（イメージ）」などの補足資料が示されているところです。(※別紙資料)

さらに、令和3年には、新学習指導要領の完全実施を進める中で、中央教育審議会から、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』がなされました。これは、今後の改訂の基本的な考え方になるのではないかと、私は、判断しているところです。

学習指導要領は、その定着に10年を要することから、およそ10年ごとの改訂となっているのですが、どうでしょう。子どもたちは、今を生きていて、その先の未来を担うわけですから、社会の変化や未来の課題に対応したフレキシブルなものなる必要があると考えるところでは。

まちがいなく、改訂の期間は、今後、短くなるでしょう。

教育は、「不易と流行」であると、私は、先輩方によく進言されますが、不易は不易として教育の根底にあり、そのうえで、社会に対応した教育を実践しないと、「子どもたちに失礼になる」、「教育(学校)が社会から取り残される」というのが、私の根本的な考え方なのです。

さて、話が飛躍しましたが、タイトルにもどって「授業は誰のもの」という問いの私の結論は、プロとして、学習指導要領に則って教育課程を編成し、毎日の具体的な学習計画を立てるのが教員の仕事ですから、「授業は教員のもの」であるということです。

だとしたら、教員の日々の授業は、「今は、どうあるべきか」ということになります。

授業の中で、学習するのは子どもたちです。学習の主体は、子どもたちということです。そして、学習の主体者である子どもたちは、多様で、あたりまえのことですが、ひとりひとりちがうということです。

まずはこのことが、大前提となります。

日本の教員は、先生と称されるように社会的には認められた存在で、諸外国からは優秀であると評価されています。

確かに、40人近い子どもに、一斉に、一定の学力を身につけさせることができる指導力は、教員集団としてその方法を研究実践してきた成果であり、その教育力が戦後の復興や高度経済成長期の日本を支えてきたと言っても過言ではありません。

日々、子どもたちみんながわかる授業をめざして、教材を細かく分析して、効果的な理解につながるよう授業を改善してきたのです。

しかしながら、授業が、教員から子どもへの一方的な学習活動の押し付けであったり、競争の原理を巧みに活用したりしていたことなどから、どちらかと言えば、常に評価者である教員が授業の主体であり、本来、主体的であるべき子どもたちの学習活動が保障されていなかったのではないかと、これまでをふり返るところです。



そして、その反省を含めて、また、未来を展望しての社会的なニーズを含めて、現行の学習指導要領や中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」が示されており、教員は、「今はどうあるべきか」というと、そのことに沿って、よりよい授業のために、授業改善に取り組むことが求められることとなります。

具体的には、「主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの授業改善であり、「すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革（授業改善）」とということになります。

このため、海老名市の学校教育では、「えびなっ子しあわせプラン」の第1の柱として「授業改善」を掲げ、その取組を継続しているところです。

「授業改善」は、教員の永遠テーマであり、教員は、目の前の子どもたちのために、よりよい授業を、ひとりひとりすべての子どもたちに学習活動を保障しなければならないのです。

先日、今泉中学校で、3年生の学級の道徳の授業を参観しました。これは、「よりよい授業づくり特別版」として、國學院大学の田村教授を招いての授業改善のための研修会での提案授業でした。

私は、その授業を観て、海老名の学校教育の今後に、大いに期待したところです

授業は誰のもの？子どもたちのものでもあったからです。

以上です。

※別紙資料 教職員への便り 令和5年度「いがすたいがすた」第2号



いがすた いがすた



教育長だより 第2号

2023.5.30 伊藤 文康

明日で5月が終わります。新学期から2か月、各学校では、野外教育活動や修学旅行、春の運動会などの学校行事が行われていますが、私が心配しているのは、そのような学校全体の流れの中で、無理をしている、取り残されてしまっている子どもたちや教職員の方がいないかということです。

みなさんには、日々の学校運営、学年・学級経営と、目の前の子どもたちのために、本当に、ありがとうございます。

しかしながら、みなさんひとりひとは、子どもひとりひとりと同様に唯一無二の存在です。だから、健康管理には充分にご留意ください。何よりも、自分自身をたいせつにしてください。

そして、みなさんの、職員室での仲間づくりは、日々のお互いの声かけや助け合いをベースに、学校教育活動におけるさまざま取組の中での達成感の共有とその積み重ねだと、私は、思っています。

今年度、残り10か月、みなさんで力を合わせて、安心して心地よい職員室（教室）を作り上げてほしいものです。

お互いに、困ったら、辛かったら、気兼ねなく相談できる仲間であってほしいものです。

『子どもたちが返してくれます』

学校で、子どもたちと一年過ごすことは、自分で選んだ仕事とはいえ、けっこう大変なことです。

それぞれ違う子どもが集団で生活するということは、ひとりひとりたいせつな命ではありますが、日々、さまざまな問題を起こします。というより問題を起こしながら成長をしていきます。みなさんは、その問題に寄り添い、解決を支援するのが仕事となりますので、楽ではありません。

また、学校は、その学校ごとの教育計画により、運営するので、みなさんはその学校の職員として、校務を分担して仕事を進めなければなりません。その事務量は、けっこう大きく、多くの時間を費やさざるを得ないこともあり、楽ではありません。

でも、みなさんは十分に経験していることでしょうか、みなさんが、がんばった分、そのご褒美のように、子どもたちが、懸命にがんばる姿で、成長した姿で、数々の感動のドラマを返してくれます。

やはり、教職は、やりがいのある仕事だと、私は、思うのですが、みなさんは、忙しさの中で、日々、どんなことを思っているのでしょうか。



報告第18号

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職(海老名市社会教育委員)の 委嘱について

1 概要

任期満了に伴い、新たに海老名市社会教育委員を委嘱したため、報告する。

2 海老名市社会教育委員について

社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また社会教育に関する諸計画を立案する。

3 委嘱期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

※任期は1年間

4 委嘱する者

別紙名簿のとおり

令和5年度海老名市社会教育委員 委嘱対象者名簿

(敬称略)

任期＝1年間

(委嘱期間 令和5年6月1日～令和6年5月31日)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	うめざき れいこ 梅崎 玲子	学校教育関係者 (海老名市小中学校長会連絡協議会代表・ 社家小学校長)	新規
2	かなさし よしろう 金指 喜郎	学識経験者 (元有馬小学校PTA会長)	継続 (R3.6.1～)
3	かねだ ゆかり 金田 ゆかり	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (海老名市PTA連絡協議会副会長 今泉中学校PTA会長)	新規
4	くりやま あきお 栗山 明郎	社会教育関係者 (海老名市自治会連絡協議会代表)	継続 (H28.6.1～)
5	さとう え 佐藤 よし江	社会教育関係者 (海老名市文化芸術協会代表)	継続 (R4.6.1～)
6	なかたに みさ 中谷 美砂	社会教育関係者 (海老名市スポーツ協会代表)	継続 (R2.6.1～)
7	なかの たかのり 中野 隆則	学識経験者 (元青少年指導員連絡協議会会長)	継続 (R2.6.1～)
8	はしもと えみり 橋本 絵美里	学識経験者 (元柏ヶ谷中学校PTA会長)	継続 (R1.6.1～)
9	まつしま のぞみ 松島 希	社会教育関係者 (海老名市学童保育連絡協議会)	継続 (R3.6.1～)
10	やまだ のぶえ 山田 信江	社会教育関係者 (海老名市スカウト連絡協議会代表)	継続 (H21.6.1～)

報告第19号

物品の取得に関する意見の申出について

物品の取得に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

物品の取得に関する意見の申出をしたため

物品の取得に関する意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

物品の取得について（教育用タブレット端末等）

3 海老名市長からの文書

別紙のとおり

4 スケジュール

令和5年6月16日 令和5年第2回海老名市議会定例会 上程

5 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和5年度教育用タブレット端末等購入契約について

1 契約件名

令和5年度教育用タブレット端末等購入

2 選定方法

条件付き一般競争入札

3 契約期間

本契約締結日から令和5年9月30日まで

4 購入台数及び設計金額

i P a d 600台 設計金額 33,318,120円

5 契約の相手方及び契約金額

株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎

相模原市中央区千代田七丁目12番2号

契約金額 32,274,000円(税込)

入札参加者数 3者

うち2者辞退

株式会社大塚商会

株式会社オウルテック

6 経過及びスケジュール

令和5年6月5日 最高経営会議 決定

8日 落札者決定

15日 仮契約締結

16日 市議会第2回定例会 上程

議決後本契約締結

※9月15日までに各小学校に納品予定

海文発 第 4 号
令和 5 年 6 月 1 5 日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、別添、物品の取得に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 北 内線 7 2 3

議案第38号

物品の取得について（教育用タブレット端末等）

教育用タブレット端末等の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

海老名市長 内野 優

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度教育用タブレット端末等購入 |
| 2 物品名及び数量 | 教育用タブレット端末等 端末本体 600台 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 一金32,274,000円 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県相模原市中央区千代田七丁目12番2号
株式会社ミヤダイ
代表取締役 宮台 賢一郎 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

教育用タブレット端末等購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和5年6月5日
落札決定日	令和5年6月8日
入札回数	1回
設計金額	33,318,120円(税込み)
予定価格	33,318,120円(税込み)
落札金額	32,274,000円(税込み)
うち消費税相当額	2,934,000円
落札者	神奈川県相模原市中央区千代田七丁目12番2号 株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎

入札状況

業者名	所在地	入札金額(円)
株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎	神奈川県相模原市中央区 千代田七丁目12番2号	29,340,000 (32,274,000)
株式会社大塚商会 神奈川LA販売課 課長 臼田 誠	神奈川県横浜市神奈川区 金港町3番地3	辞退
株式会社オウルテック 代表取締役 山本 哲也	神奈川県海老名市 中新田五丁目24番1号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

仕様

OS	Apple iPadOS
ディスプレイ	10.2インチで、タッチパネル機能を有すること。
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備していること。
WiFi通信機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac に準拠した無線LAN機能を内蔵すること。
バッテリー	8時間以上の駆動時間を有すること。

海教総収第 191 号
令和 5 年 6 月 1 5 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、物品の取得に関し、異論はありません。

報告第20号

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申出について

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出をしたため

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

6月9日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は6月16日の令和5年第2回海老名市議会定例会本会議に上程予定であるため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に係る部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発 第 3 号

令和 5 年 6 月 9 日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野 優



令和 5 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 北 内線 7 2 3

令和5年度 海老名市一般会計補正予算（第4号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正
(1) 歳出

(単位：千円)

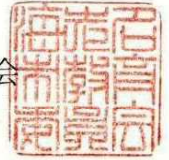
款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	5,716,552	6,939	5,723,491	
1 教育総務費	—	3,455,504	160	3,455,664	
2 事務局費	—	1,179,753	160	1,179,913	
7 教育研究推進事業費	—	113,496	160	113,656	
5 修学旅行支援事業費	教育支援課	29,505	160	29,665	<p>令和5年5月31日から6月2日の予定で海老名中学校第3学年が奈良及び京都に修学旅行に出発したが、台風2号の影響による悪天候への対応として3日目の行動予定を急遽変更した。</p> <p>予定では、班別行動により京都各地の見学をすることになっていたが、安全を期して緊急対応として全員で水族館見学をすることとした。これにより、予定外の入館料が旅行費用に追加されることとなった。</p> <p>班別行動を実施した場合には、帰りの新幹線に乗る前に生徒がはぐれる危険性や、屋外の見学でケガをするといったリスクもあるため、教育委員会と協議の上で校長判断として計画変更したもので、追加が必要になった費用は保護者に費用負担を求めず、公費負担とする。</p>

2 小学校費	—	491,331	6,352	497,683	
1 学校管理費	—	399,400	6,352	405,752	
2 小学校管理経費	—	361,230	6,352	367,582	
2 小学校維持管理経費	教育総務課	311,649	6,352	318,001	<p>児童の安全を確保するための事業を早期に実施する。</p> <p>○樹木調査業務委託（サクラ） 学校敷地内に植えられている樹木については、老朽化が進んでいる。特にサクラ（ソメイヨシノ）については、今年度4月と5月に立て続けに倒木している状況であるため、全校の現況を把握するための調査を早期に実施する。</p> <p>○東柏ヶ谷小学校空調設備補修工事 東柏ヶ谷小学校南棟屋上に設置している空調設備（冷温水発生機冷却塔ファン）が故障し、普通教室の空調が停止しているため、早期に修繕を図る。</p>
3 中学校費	—	301,500	427	301,927	
1 学校管理費	—	242,945	427	243,372	
2 中学校管理経費	—	180,753	427	181,180	
2 中学校維持管理経費	教育総務課	171,107	427	171,534	<p>生徒の安全を確保するための事業を早期に実施する。</p> <p>○樹木調査業務委託（サクラ） 学校敷地内に植えられている樹木については、老朽化が進んでいる。特にサクラ（ソメイヨシノ）については、今年度4月と5月に立て続けに倒木している状況であるため、全校の現況を把握するための調査を早期に実施する。</p>

海教総収第 184 号
令和 5 年 6 月 9 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 5 年度海老名市一般会計補正予算に関する意見の申出について

このことについて、令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

報告第 2 1 号

海老名市小・中学校給食調理等業務委託（公募型プロポーザル）の結果
について

海老名市小・中学校給食調理等業務委託（公募型プロポーザル）の結果について、
海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第
2号）第4条の規定により報告する。

令和5年6月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市小・中学校給食調理等業務委託事業者が決定したため

「海老名市小・中学校給食調理等業務委託（公募型プロポーザル）」の 結果について（報告）

令和5年5月25日（木）にプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を実施し、結果は次のとおりとなりました。

1 応募者（1者のみ）

株式会社 東洋食品 代表取締役 荻久保 英男

2 結果

429点（600点満点中）

※基準点（360点）以上であったため決定

3 予算額及び提案見積額

（単位：千円）

内訳	予算額	提案見積額
令和6年3月の 中学校給食調理施設準備分	5,062	4,774
令和6年度から8年度までの 本稼働分（債務負担行為）	1,211,463	1,197,108
計	1,216,525	1,201,882

4 今後のスケジュール

最優秀者である株式会社東洋食品と随意契約により本業務を実施してまいります。
本業務は委託（13節）であることから市議会の議決は不要となります。

- ・ 令和5年6月下旬頃 契約締結
- ・ 令和6年1月 中学校給食調理施設建設工事終了
- ・ 令和6年2月から 事前準備（仮稼働等）
- ・ 令和6年4月から 小・中学校給食提供開始

報告第 2 2 号

第 1 回及び第 2 回中学校給食実施検討会の開催結果について

第 1 回及び第 2 回中学校給食実施検討会の開催結果について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 4 条の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 2 3 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

第 1 回及び第 2 回中学校給食実施検討会の開催結果について報告したいため

第1回及び第2回 中学校給食実施検討会の開催結果について

中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び地産地消食材の選定等を含む学校給食献立の方向性並びに保護者負担軽減全般の在り方の具体的な検討をおこなうため、標記の会議を開催しましたので概要を報告します。

1 検討会所掌事務

- (1) 中学校給食における給食費の設定等に関する事
- (2) 学校給食献立（地産地消食材の選定等）に関する事
- (3) 学校に関する費用の保護者負担の在り方に関する事

2 会議開催結果

(1) 第1回会議

- ・日時 令和5年4月12日（水）15：00～17：00 こどもセンター 301会議室
- ・出席者【委員11名・事務局4名】
校長2名、教頭1名、小中学校教諭2名、栄養教諭1名、小中学校保護者3名、農業関係者1名、市教育委員会1名 ※市教育委員会担当4名（事務局）
- ・概要

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 役員選出 ※設置要領に基づき中込会長・小林副会長
- 5 議題

(1) 中学校給食実施検討会年間スケジュール(案)について

※10月まで毎月開催。未定日程は決定次第連絡。

(2) 中学校給食の完全実施に向けた準備状況等について

※学校給食の目的・歴史・施設概要を説明

(3) 中学校給食実施に伴う給食費の設定(保護者負担の在り方を含む)及び学校給食献立(地産地消等を含む)について

- ① 学校給食費の現状(県内各市の給食費、小学校給食の内訳等)
- ② 中学校給食の現状(選択式給食弁当の経過)
- ③ 教育委員会における各種保護者負担軽減の説明
- ④ 学校給食献立における地産地消食材の活用

■ 第1回 中学校給食実施検討会における課題及び次回への整理点

- ①近隣市における中学校給食費で安価な厚木市の状況確認
- ②海老名産食材リスト及び使用量(kg)を示すこと
- ③次回の議題（中学校給食費・実施回数）について議論しやすい資料作成
（給食弁当の年間実施回数など）
- ④中学校の牛乳注文率

※今年状況は様々な面で変わってきている背景を鑑み、給食について子ども達が何を思っているかを議論の目安とするため、この会期内に検討会主導でアンケートを実施する。



(2) 第2回会議

- ・日時 令和5年5月29日(月) 15:00~17:00 こどもセンター 201会議室
- ・出席者【委員9名・関係機関(市農業支援センター)1名・事務局4名】
校長2名、教頭1名、小中学校教諭1名、栄養教諭1名、小中学校保護者2名、
農業関係者1名、市教育委員会1名、市農業支援センター職員1名、
市教育委員会担当4名(事務局) ※欠席委員:八並委員、西海委員
- ・概要

(1) 第1回中学校給食実施検討会における意見等の整理について

- ① 海老名産食材リスト及び使用量の報告
- ② 中学校における牛乳注文率
- ③ 中学校給食費に関するアンケートの実施スケジュール
- ④ 近隣市における中学校給食費

(2) 中学校給食実施に伴う給食費の設定について

- 中学校給食費の検討は中学校における行事もあり、給食の実施回数にも関わるため今後の校長会等で諮っていく。
- 次回の検討会では、アンケート様式案の提示だけでなく「魅力ある給食」をPRする資料も準備する。

(3) (一社)海老名市農業支援センター令和4年度活動報告について

- 海老名産の食材をもっと食べてもらえる仕組みづくりを引き続き行う。

■ 第2回 中学校給食実施検討会における課題及び次回への整理点

① アンケート内容の整理

→アンケート内容の精査(保護者は安価な給食費設定を選択しやすい)

※アンケート実施に伴う「魅力ある給食」のPR資料作成

② 地産地消食材の活用にあたりJA各部会に状況の聞き取りを実施し次回報告

→JA各部会(キャベツ、トマト、きゅうり等)への状況聞き取り

※6月8日(木)14:00~ JAさがみ有馬支店営農経済センター

山崎・諏訪・永田

③ 中学校給食調理施設の設備等詳細の提示

※アンケート実施に伴う「魅力ある給食」のPRとしての新施設の紹介

3 年間予定

実施回	日時	会場
第1回	令和5年4月12日(水) 15:00~	こどもセンター301会議室
第2回	令和5年5月29日(月) 15:00~	こどもセンター201会議室
第3回	令和5年6月21日(水) 15:00~	こどもセンター301会議室
第4回	令和5年7月11日(火) 15:00~	こどもセンター201会議室
第5回	令和5年8月25日(金) 15:00~	こどもセンター301会議室
第6回	令和5年9月26日(火) 15:00~	こどもセンター201会議室
第7回	令和5年10月31日(火) 15:00~	こどもセンター201会議室

◆令和6年1月・食の創造館増築棟竣工後に委員による内覧を予定。

議案第 23 号

海老名市奨学金条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市奨学金条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和 5 年 6 月 23 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市予算決算会計規則の一部改正に伴い、様式について所要の修正を行いたいため

海老名市奨学金条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

海老名市予算決算会計規則について、令和5年5月1日付けで請求書の具備要件が改正され、請求書への押印省略ができることとなりました。これに伴い、海老名市奨学金条例施行規則の様式を改正するものです。

2 改正内容

第4号様式（第5条関係）の、押印指示部分の削除

3 新旧対照表（別添参照）

海老名市奨学金条例施行規則

4 施行日

令和5年7月1日

5 今後スケジュール

令和5年6月27日 最高経営会議 報告

海老名市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市奨学金条例施行規則（昭和43年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

海老名市奨学金条例施行規則（昭和43年教委規則第2号）新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																
<p>本則 略 第1号様式～第3号様式 略</p> <p style="text-align: center;">第4号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 金 円 </div> <p style="text-align: center;">年度奨学金として 年 月 日付奨学生決定通知書のとおり上記金額を請求いたします。</p> <p style="text-align: center;">住所 海老名市</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">海老名市長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">振 込 先</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">銀 行</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">支 店</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">金融機関 コード</th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th colspan="4" style="text-align: center;">支店コード</th> </tr> <tr> <td>普通・当座</td> <td colspan="14" style="text-align: center;">口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="15">フリガナ</td> </tr> <tr> <td colspan="15">口座名義人</td> </tr> </table>	振 込 先	銀 行										支 店				金融機関 コード								支店コード				普通・当座	口座番号														フリガナ															口座名義人															<p>本則 略 第1号様式～第3号様式 略</p> <p style="text-align: center;">第4号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 金 円 </div> <p style="text-align: center;">年度奨学金として 年 月 日付奨学生決定通知書のとおり上記金額を請求いたします。</p> <p style="text-align: center;">住所 海老名市</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;"> ㊞ </div> <p style="text-align: center;">海老名市長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">振 込 先</th> <th colspan="10" style="text-align: center;">銀 行</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">支 店</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">金融機関 コード</th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th style="width: 3%;"> </th> <th colspan="4" style="text-align: center;">支店コード</th> </tr> <tr> <td>普通・当座</td> <td colspan="14" style="text-align: center;">口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="15">フリガナ</td> </tr> <tr> <td colspan="15">口座名義人</td> </tr> </table>	振 込 先	銀 行										支 店				金融機関 コード								支店コード				普通・当座	口座番号														フリガナ															口座名義人														
振 込 先		銀 行										支 店																																																																																																																																					
	金融機関 コード								支店コード																																																																																																																																								
普通・当座	口座番号																																																																																																																																																
フリガナ																																																																																																																																																	
口座名義人																																																																																																																																																	
振 込 先	銀 行										支 店																																																																																																																																						
	金融機関 コード								支店コード																																																																																																																																								
普通・当座	口座番号																																																																																																																																																
フリガナ																																																																																																																																																	
口座名義人																																																																																																																																																	

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 24 号

令和 5 年度海老名市奨学生の決定について

別紙のとおり、令和 5 年度海老名市奨学生の決定について、議決を求める。

令和 5 年 6 月 23 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市奨学生選考委員会からの答申に基づき、海老名市奨学生を決定したいため